

# 関西医療学園校友会会則

## 第一章 総 則

### 第1条（名 称）

この会は、関西医療学園校友会（以下、「本会」という）と称する。

### 第2条（事務所所在地）

本会は事務所を大阪府大阪市住吉区苅田6丁目18番13号 関西医療学園専門学校内と大阪府泉南郡熊取町若葉2-11-1 関西医療大学内におき、支部を必要な地域に設ける。

### 第3条（目 的）

本会は会員相互の親睦を図り、併せて関西医療学園の発展に尽くすことを目的とする。

### 第4条（事 業）

本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会報等の発行
- (2) 会員の懇親および慶弔
- (3) 研修会および関西医療学園の発展に寄与する事業
- (4) 在校生に対する就学支援等に寄与する事業
- (5) その他必要な事業

## 第二章 会 員

### 第5条（会員の種類）

本会の会員は次の者とする。

- (1) 会員は関西医療学園が設置する学校に入学し、会費を納入した者
- (2) 特別会員は関西医療学園の役員および職員、ならびに本会に特別功労のあった者

### 第6条（会費納入の義務）

会員になろうとする者は、入会に際し、第7条に定める会費を納入しなければならない。

### 第7条（会 費）

会費は終身会費 50,000 円とする。

### 第8条（退 会）

会員が退会を希望する場合、申請をもって自由に退会できる。  
ただし、既納の会費については返金しないものとする。

なお、関西医療学園が設置する学校を退学した者から申請があった場合、全額返金する。

### 第三章 組 織

#### 第9条（構 成）

本会は、関西医療学園専門学校校友会と関西医療大学校友会から構成する。

2 関西医療学園専門学校校友会は次の3部会から構成する。

- (1) 東洋医療部会
- (2) 柔整部会
- (3) 理学療法部会

3 関西医療大学校友会は、次の6部会から構成する。

- (1) 鍼灸部会
- (2) 理学療法部会
- (3) ヘルスプロモーション部会
- (4) 看護部会
- (5) 臨床検査部会
- (6) 作業療法部会

#### 第10条（運 営）

第9条に規定する部会ならびに第2条に規定する支部は、独自の組織を持ち、自主的に運営を行う。

ただし、会則などの重要事項に関しては、本会理事会にて承認議決を得ることとする。

2 本会および各部会ならびに支部は、この会則に準じて会則を定めることができる。

### 第四章 役 員

#### 第11条（役員の名称と定数）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 常務理事 10名以内
- (4) 理 事 40名以内
- (5) 代議員 若干名
- (6) 監 事 3名以内

2 会長の任期は1期2年とし、再任は妨げない。ただし、3期6年までとする。

3 会長を除く、他の役員任期は1期2年とし、ただし再任は妨げない。

4 補欠で選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第 12 条（役員を選出）

役員は会員の中から選出する。

- (1) 会長は代議員会で会員の中から選出する。
- (2) 副会長は会長が第 11 条に規定する常務理事・理事の中から任命する。
- (3) 常務理事は会長が第 9 条に規定する部会長、第 11 条に規定する理事から選出する。
- (4) 代議員は第 9 条に規定する各部会が推薦し、会長が任命する。
- (5) 理事は会長が第 9 条に規定する部会長に諮り、会員の中から指名する。
- (6) 監事は代議員会で選出する。

## 第 13 条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、すべての会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- (3) 常務理事は会長および副会長を補佐し、常務理事会、理事会ならびに総務、財務、学術および広報に関する各種委員会などの会務を執行する。
- (4) 代議員は代議員会の構成員として、本会の事業について審議する。
- (5) 理事は理事会ならびに総務、財務、学術および広報に関する各種委員会を構成し、会務の円滑な処理を行う。
- (6) 監事は本会の財務状況等の職務の執行を監査し、代議員会で報告する。  
また理事会および代議員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第 14 条（報酬）

役員には、理事会の決定により、その職務執行を行うための報酬を支給する。

## 第 15 条（名誉会長および顧問、相談役）

本会に名誉会長をおき、名誉会長は関西医療学園理事長とする。

2 本会に顧問、相談役を若干名おくことができる。顧問、相談役は会長の諮問に応じる。

## 第 16 条（事務局員）

会長は事務局職員を若干名任命し、置くことができる。

なお、事務局職員の任期は雇用開始日からその年度末まで最大 1 年間とし、契約により更新することができる。

## 第五章 会 議

## 第 17 条（会議の種類）

本会の会議は次の通りとする。

- (1) 通 常 総 会
- (2) 臨 時 総 会
- (3) 常 務 理 事 会
- (4) 理 事 会

- (5)代議員会
- (6)各種委員会
- (7)その他

#### 第18条（総会）

通常総会は毎年1回会長がこれを招集する。

ただし、会長が必要と認めたとき、および会員の3分の1以上の要請があった場合、臨時総会を開くことができる。

#### 第19条

通常総会には会務を報告しなければならない。

#### 第20条（常務理事会）

常務理事会は本会の運営企画、立案を行い、必要に応じて会長が招集し、開催することができる。

2 会長に事故があるときは副会長が職務を代行する。

#### 第21条（理事会）

理事会は会務を執行する。

2 理事会はその運営に必要な規定を別に定めることができる。

#### 第22条（代議員会）

代議員会は会長が招集し、その議長となる。

2 必要なときは会長が副議長を指名する。

3 代議員会は次の事項を審議する。

- (1)会則の変更
- (2)事業計画および収支予算書
- (3)事業報告、収支決算書および会計監査報告
- (4)会長および監事の選出
- (5)その他重要事項

4 議事は出席代議員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。  
ただし、会則の変更は出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

#### 第23条（議事録）

第15条に規定する会議の議事については、議事録を作成し、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

またこれを10年間主たる事務所に保存するものとする。

## 第六章 会 計

### 第 24 条（財 務）

本会の財務は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

### 第 25 条（予算配分）

第 9 条に規定する部会ならびに第 2 条に規定する支部の分配金は、財務担当理事が理事会に諮り代議員会にて決定する。

### 第 26 条（会計報告および監査）

監事は財務担当理事から提出された収支決算報告について、年 1 回以上会計監査を行い、代議員会に報告しその承認を得なければならない。

### 第 27 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

## 第七章 支 部

### 第 28 条（支部の設置）

本会は第 2 条の規定に基づき支部を設けることができる。

### 第 29 条

支部には事務所を設け、支部長ほか役員をおかななければならない。

### 第 30 条（支部長の権限）

支部長は支部を統轄する。

## 附 則

- 1 1961 年 6 月 1 日施行
- 2 2021 年 4 月 1 日改正